

令和7年4月1日から道路後退用地の買取り単価を改定します

長野市では、建築基準法に基づく道路後退用地を買取りなどにより取得し、道路として整備する事業を行っています。

安全安心なまちづくりのため、狭あい道路整備事業につきまして引き続きご協力をお願いいたします。

■買取り単価及び実施日

令和7年4月1日の「事前協議書」受付分から、次のとおり買取り単価を改定します。

買取り単価はおおむね3年ごとに見直しをしています。

用途地域	円/平方メートル
住居系	6,500円 → 7,000円 (改定)
商業系	16,000円 → (現行のまま)
工業系	6,000円 → (現行のまま)
市街化調整区域	2,500円 → (現行のまま)
飯綱地域	600円 → (現行のまま)
すみ切り部分	それぞれ2倍の金額

■お願い

- ・市との事前協議（「事前協議書」の提出）が必要となります。
- ・「事前協議書」の提出にあたりまして、土地所有者への説明をお願いします。
- ・道路後退の範囲を決めるため、「事前協議書」提出前に道路や水路等と対象となる土地との境界を確定させてください。
- ・道路後退部分に塀や植栽などの障害物がある場合は、土地、建物の所有者または使用者のご負担で撤去していただいております。
- ・道路後退用地の路線状況や土地の関係などからご要望にそえない場合や、手続きに時間を要する場合があります。

【境界立会いに関するお問い合わせ】

「市道、認定外道路（赤線）等」…建設部 監理課 (Tel 026-224-8729)

「農道」…農林部 農地整備課 (Tel 026-224-5039)

【道路後退整備に関する問い合わせ】

長野市役所 建設部 建築指導課 道路環境改善担当（第二庁舎7階）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 Tel 026-224-7493